

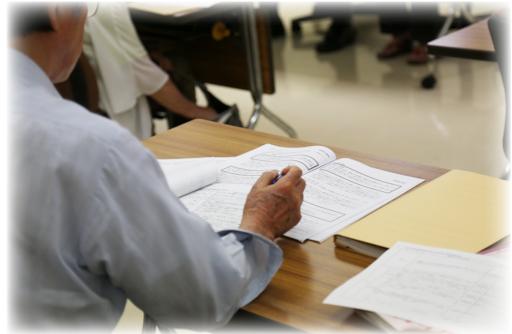
自治基本条例

vol.15

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

桂川町自治基本条例素案に対して町民の皆さまからのご意見を9月2日から9月30日にかけて募集いたしましたところ、貴重なご意見をいただきました。

今回寄せられたご意見については、最終的な「桂川町自治基本条例（案）」の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。



自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

そのため、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることとなります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」の制定を進めています。



【問合せ先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085



赤い羽根
共同募金

10月1日 ▶ 12月31日

今年も皆様のご協力をお願いします。

ハートがつなぐ
地域の輪

皆様からの募金は、福岡県の福祉の充実のために使われます。募金の使い道は、赤い羽根データベースサイト「はねっと」で知ることができます。

<http://hanett.akaihane.or.jp/> または、「はねっと」で検索。

【問合せ先】 健康福祉課 福祉係（ひまわりの里） ☎65・0001